

財政用語ミニ解説

用 語	見 方	算 式
形 式 収 支	歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額、すなわち歳入歳出差引額である。 これは出納閉鎖期日現在における当該年度に収入された現金と支出された現金の差額、すなわち現金尻を表すものである。	歳入－歳出
実 質 収 支	形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した決算額である。 地方公共団体の財政運営の良否を判断する重要なポイントであり、一定の黒字を出すことが財政運営の基本であるが、黒字の額は多いほど良いといえるものではない。	(歳入－歳出)－※翌年度へ繰り越すべき財源 ※ { 継続費通次繰越、繰越明許費繰越、 事故繰越、事業繰越、支払繰延に伴い繰り越すべき財源 }
実 質 単 年 度 収 支	単年度収支には、実質的な黒字要素（例えば財政調整基金への積立や地方債繰上償還金など）や赤字要素（過去の積立金の取崩額）が含まれている。実質単年度収支とは、これらを加減したものの（単年度収支＋黒字要素－赤字要素）をいう。	単年度収支（当該年度実質収支－前年度実質収支）＋財政調整基金積立額＋地方債繰上償還額－財政調整基金取崩額 ＜地方債繰上償還金は、後年度の財政負担を軽減させるため任意に行ったもの＞
標 準 財 政 規 模	当該団体が合理的かつ妥当な水準において行政を行うための標準的な一般財源の規模を示した額である。	{ (基準財政収入額－各種譲与税－交通安全対策特別交付金) $\times \frac{100}{75}$ ＋ 各種譲与税 ＋ 交通安全対策特別交付金 } ＋ 普通交付税 ＋ 臨時財政対策債発行可能額 ※ 標準財政規模の算出においては、当分の間、基準財政収入額から市町村民税所得割における税源移譲相当額の25％及び地方消費税交付金における引き上げ分の25％を控除する。
歳 出 決 算 倍 率	当該団体の適切な決算規模を判断する際の指標として使用される。一般的には、建設事業に消極的な団体ほど倍率が低く、逆に積極的な団体ほど高くなっている。特に高い倍率が恒常的に続く場合は財政破綻につながるおそれがあるので注意を要する。	$\frac{\text{歳出決算額}}{\text{標準財政規模}}$

用 語		見 方	算 式
経 常 収 支 比 率		財政構造の弾力性を測定する比率として使われる。これは、経常的経費（人件費・扶助費・公債費等）に経常一般財源収入（地方税・普通交付税・地方譲与税等）がどの程度充当されているかをみるもので、この比率が低ければ臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があることになる。	$\frac{\text{経常経費に充当された一般財源総額}}{\text{経常一般財源収入} + \frac{\text{減収補填}}{\text{債特例分}} + \frac{\text{猶予}}{\text{特例債}} + \frac{\text{臨時財政}}{\text{対策債}}} \times 100$
財 政 力 指 数		当該団体の財政力を示す指標として使用される。 指数は「1」に近く、あるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるものとされている。	$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$ の過去3年度間の平均値
地 方 債 現 在 高 倍 率		今後償還すべき地方債の現在高が標準財政規模に対しどの程度になっているかをみるものであり、当該団体の将来の公債費負担あるいは地方債発行可能額を把握する際の指標として使用される。	$\frac{\text{地方債現在高}}{\text{標準財政規模}}$
健 全 化 判 断 比 率		※健全化法において、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標とされた、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」のこと。健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合は、財政健全化計画を定めなければならない。また、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のうちいずれかが財政再生基準以上である場合には、財政再生計画を定めなければならない。 ※健全化法 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）	
健全化判断比率	実 質 赤 字 比 率	健全化判断比率の一つで、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率のこと。早期健全化基準は、市町村は財政規模に応じ11.25%～15%、道府県は3.75%、財政再生基準は、市町村20%、道府県5%とされている。	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$ 実質赤字の額＝ 繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

用 語		見 方	算 式
健全化判断比率	連結実質赤字比率	健全化判断比率の一つで、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率のこと。早期健全化基準は、市町村は財政規模に応じ16.25%～20%、道府県は8.75%、財政再生基準は、市町村は30%、道府県は15%とされている。	$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$ 連結実質赤字額＝（A＋B）－（C＋D） A 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 B 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額 C 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額 D 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額
	実質公債費比率	健全化判断比率の一つで、地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合の過去3年度間の平均値。早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%とされている。 また、地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となる。	$\frac{\text{元利償還金} + \text{準元利償還金} - \left[\text{特定財源} + \text{交付税算入される額} \right]}{\text{標準財政規模}}$ の過去3年度間の平均値
	将来負担比率	健全化判断比率の一つで、地方債の現在高のほか、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものなど一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模を基本とした額に対する比率のこと。早期健全化基準は、政令市を除く市町村が350%、都道府県・政令市で400%とされている。	$\frac{\text{将来負担額} - \left[\text{充当可能基金} + \text{特定財源見込額} + \text{交付税算入見込額} \right]}{\text{標準財政規模} - \text{交付税算入される額}}$ 将来負担額 ①～⑧の合計 ①地方債現在高 ②債務負担行為に基づく支出予定額 ③公営企業債の償還に対する繰出見込額 ④一部事務組合等の地方債の償還への負担見込額 ⑤退職手当負担見込額 ⑥設立法人の負債等への負担見込額 ⑦連結実質赤字額 ⑧一部事務組合等の連結実質赤字額相当額への負担見込額
自主財源		自主的に収入しうる財源 〔地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入〕	

用 語	見 方	算 式
資 金 不 足 比 率	当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率のこと。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標である。 経営健全化基準（早期健全化基準に相当する基準）は、20％とされている。	$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$ • 資金の不足額（法適用企業）＝ （流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額 • 資金の不足額（法非適用企業）＝ （繰上充用額＋支払繰延額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額 * 解消可能資金不足額 事業の性質上、事業開始後の一定期間構造的に生じる資金の不足額がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額 • 事業の規模（法適用企業）＝ 営業収益の額－受託工事収益の額 • 事業の規模（法非適用企業）＝ 営業収益に相当する収入の額 － 受託工事収益に相当する収入の額